

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月 2日

福島県知事 殿



提出者

住 所 南会津郡南会津町永田字大道上326
氏 名 久 米 工 業 株 式 会 社
代 表 取 締 役 渡 部 雅 孝
電話番号 0241-62-1182

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	久米工業株式会社
事業場の所在地	南会津郡南会津町永田字大道上326
計画期間	令和 7年 4月～令和 8年 3月(1年間)
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	中分類 総合工事業 小分類 一般土木建築工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 116,580万円(令和6年度)
③ 従業員数	35人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】						
	廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	がれき類	紙くず	プラスチック製品及び廃プラスチック	汚泥
	排出量	9.90 t	668.95 t	1737.51 t	1.16 t	2.16 t	2.35 t
	(これまでに実施した取組)						
	資材搬入時に梱包材の簡素化を図った。						
②計画	【目標】						
	廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	がれき類	紙くず	プラスチック製品及び廃プラスチック	汚泥
	排出量	8.91 t	293.35 t	602.05 t	1.04 t	1.94 t	2.11 t
	(今後実施する予定の取組)						
	現場施工方法の創意工夫及び発注者との協議を行い、発生量の抑制を図る						

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物（がれき類、金属、木、廃プラ、紙）の分別の徹底化を図った
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) さらに廃棄物（がれき類、金属、木、廃プラ、紙）の分別の徹底化を図る

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	自ら再生利用は行なわない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	自ら再生利用は行なわない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	自ら中間処理は行なわない予定。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行なっていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 今後も自ら埋立処分又は海洋投入処分は行なわない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	かれき類	紙くず	金属・コンクリート製品 及び機器くず	汚泥
	全処理委託量	9.90 t	668.95 t	1737.51 t	1.16 t	2.16 t	2.35 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
	再生利用業者への 処理委託量	9.90 t	668.95 t	1737.51 t	1.16 t	2.16 t	2.35 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
	（これまでに実施した取組） 再生利用業者へ処理を委託した。						

(第5面)

②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	かれき類	紙くず	ガラス・コンクリート製品 及び陶磁器くず	汚泥
	全処理委託量	8.91 t	293.35 t	602.05 t	1.04 t	1.94 t	2.11 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
	再生利用業者への 処理委託量	8.91 t	293.35 t	602.05 t	1.04 t	1.94 t	2.11 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
	(今後実施する予定の取組)						
	距離などの条件によるが、再生使用率の高い再生利用業者へ処理を委託を図る。						
※事務処理欄							

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1

産業廃棄物の一連の処理の工程

○ 道路改良等

既設路盤材(AS)の切取り



現場仮置



DTにて搬出



中間処理業者委託

○ 河川改良等

既設構造物(護岸法枠・ブロック等)の取壊し



現場仮置



DTにて搬出



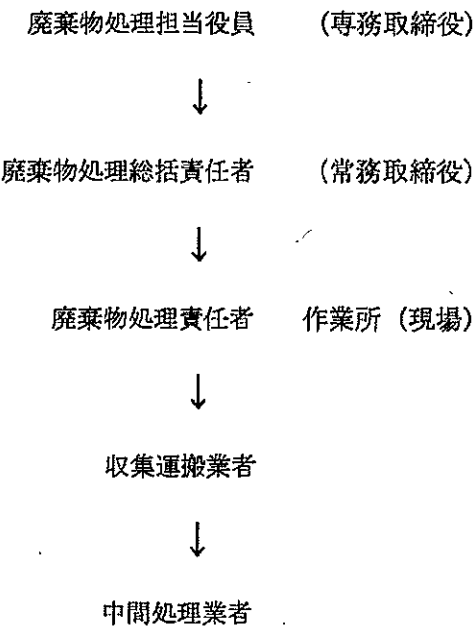
中間処理業者委託

○ 現場事務所

収集運搬業者の小型コンテナを設置し散乱等のないようにし
(袋詰め)処理を委託

別紙2
産業廃棄物の処理に係る管理体制

(1) 組織図



(2) 職務分担

役 割	職 務 内 容
専務取締役	管理組織の整備・基本方針の決定・教育・啓発 行政庁の指導内容等の周知
常務取締役	職員・下請等の教育、指導 処理業者の選定 委託契約の締結
工事部長	処理計画の作成 処理業者の監督 処理状況確認 処理実績書の作成報告
工事係長	同 上